



鳥取県公報

平成 27 年 3 月 3 日 (火)
第 8 6 7 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農用地利用配分計画の縦覧 (118) (経営支援課) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (119) (農地・水保全課) 3
	土地収用法による収用又は使用の手続の開始 (120) (県土総務課) 3
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (121) (西部総合事務所地域振興局) 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (122) (東部福祉保健事務所) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (123) (〃) 4
	清算法人八頭中央土地改良区の清算人の就任 (124) (東部農林事務所) 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (8) 5
◇ 警察本部 告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (1) (警察県民課) 5

告 示

鳥取県告示第118号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

次の農用地利用配分計画に係る書類

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
米子市彦名町6159 公本 英夫	米子市富益町の一部
米子市三本松二丁目6-18 東 千春	米子市富益町の一部
米子市車尾二丁目25-27 羽島 正樹	米子市彦名町の一部
米子市淀江町中西尾245 森田 悦子	米子市淀江町中西尾及び淀江町富繁の一部
米子市下郷407 関本 五郎	米子市尾高の一部
米子市蚊屋52 株式会社巖生産組合	米子市新印、赤井手、淀江町中間及び今在家の一部
米子市新印1206 株式会社 柳谷ファーム	米子市赤井手の一部
東伯郡琴浦町八橋495 柴田 清明	東伯郡琴浦町大字別所の一部
東伯郡琴浦町別宮568-1 農事組合法人別宮営農組合	東伯郡琴浦町大字別宮の一部
東伯郡琴浦町中村522 農事組合法人立子	東伯郡琴浦町大字佐崎、大字太一垣及び大字中村の一部
西伯郡大山町宮内220 馬田 雄一郎	西伯郡大山町宮内及び平の一部
境港市渡町1998 有限会社岡野農場	東伯郡琴浦町大字倉坂の一部
西伯郡大山町赤坂405 赤坂農事組合法人	西伯郡大山町赤坂の一部
西伯郡大山町清原151 梅實 茂良	西伯郡大山町清原及び唐王の一部
西伯郡大山町豊房1620-1 農事組合法人豊山会	西伯郡大山町豊房の一部
西伯郡大山町宮内220 馬田 雄一郎	西伯郡大山町宮内の一部
西伯郡大山町安原126 諸遊 壤司	西伯郡大山町妻木の一部
西伯郡大山町坊領487 遠藤 拓夫	西伯郡大山町坊領の一部
西伯郡南部町福成2397-1 株式会社アステック	西伯郡南部町阿賀、福成及び北方の一部
西伯郡南部町福成1615-1 農事組合法人福成	西伯郡南部町境及び天萬の一部

2 縦覧に供する期間

平成27年3月3日から2週間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部経営支援課

4 意見書の提出

利害関係人は、この公告に係る農用地利用配分計画について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第119号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、飯盛山土地改良区の定款の変更を平成27年2月26日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第120号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定による収用又は使用の手続開始の申立てがあったので、同法第34条の3の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道9号改築工事（鳥取西道路・鳥取県鳥取市嶋字土居ノ下地内から同市青谷町青谷字阿がき地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事

3 手続の開始をする土地

(1) 収用の手続を開始する土地

鳥取市嶋字土居ノ下、大柵字大所、字白木、字西白木、字下前田、字僧ヶ谷奥、字僧ヶ谷ノ壺、字村土居、字村土居ノ一、字後谷及び字上ノ畑、里仁字岩ヶ谷ノ一並びに桂見字日焼及び字鍋山地内

(2) 使用の手続を開始する土地

鳥取市大柵字大所、字西白木、字下前田、字僧ヶ谷奥、字僧ヶ谷ノ壺、字村土居、字村土居ノ一、字後谷及び字上ノ畑並びに桂見字日焼及び字鍋山地内

4 手続を開始する土地を表示する図面の縦覧場所

鳥取市役所

鳥取県告示第121号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成27年4月10日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年3月3日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

1 申請のあった年月日

平成27年2月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人とっとり整形外科

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

永島 英樹

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市西町36-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は広く整形外科領域の疾患を有する人々に対し、実証に基づく医療の開拓と、知識や医療技術の普及および予防に関する事業を行い、地域と社会の健康の増進を図り広く社会に貢献することを目的とする。

鳥取県告示第122号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年3月3日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ぼやーじゅ	訪問介護事業所わ たぼうし	鳥取市湖山町南五 丁目177-1	平成27年2月15日	訪問介護

鳥取県告示第123号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年3月3日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ぼやーじゅ	訪問介護事業所わ たぼうし	鳥取市湖山町南五 丁目177-1	平成27年2月15日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第124号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算法人八頭中央土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成27年3月3日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

就任した清算人の氏名及び住所
石 川 雄 光 八頭郡八頭町花272

岩 城 正 一 八頭郡八頭町船岡300
 山 根 道 夫 鳥取市河原町三谷357
 奥 田 隆 雄 八頭郡八頭町池田295
 谷 本 正 敏 八頭郡八頭町米岡106- 5
 梶 川 和 生 鳥取市河原町高福87
 村 尾 昇 八頭郡八頭町福井321- 1
 平成27年 2 月10日就任 任期 清算終了まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第 8 号

平成27年第 3 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成27年 3 月 3 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成27年 3 月10日（火） 午後 2 時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
 - (1) 鳥取県議会議員一般選挙における開票の事務と選挙会の事務を併せて行わないことについて
 - (2) その他

警察本部告示

鳥取県警察本部告示第 1 号

平成18年鳥取県警察本部告示第 1 号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成27年 3 月 9 日から施行する。

平成27年 3 月 3 日

鳥取県警察本部長 山 寄 正 利

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による 開示請求を 行うことが できる個人 情報取扱事 務の名称	開示する個 人情報の内 容	開示請求を 行うことが できる期間	開示請求を 行うことが できる場所	口頭による 開示請求を 行うことが できる個人 情報取扱事 務の名称	開示する個 人情報の内 容	開示請求を 行うことが できる期間	開示請求を 行うことが できる場所
略				略			
猟銃等講習 会講習処理	猟銃及び空 気銃の取扱	合格発表の 日から 1 月	<u>警察本部生 活安全企画</u>	猟銃等講習 会講習処理	猟銃及び空 気銃の取扱	合格発表の 日から 1 月	<u>警察本部生 活環境課</u>

事務	いに関する 講習会の初 心者講習修 了考査にお ける得点	間	課 (当日の み考査会 場)	事務	いに関する 講習会の初 心者講習修 了考査にお ける得点	間	(当日のみ 考査会場)
猟銃技能講 習処理事務	猟銃の操作 及び射撃の 技能に関す る講習修了 考査におけ る得点	合格発表の 日から 1 月 間	<u>警察本部生 活安全企画 課</u>	猟銃技能講 習処理事務	猟銃の操作 及び射撃の 技能に関す る講習修了 考査におけ る得点	合格発表の 日から 1 月 間	<u>警察本部生 活環境課</u>
年少射撃資 格講習会講 習処理事務	年少射撃資 格の認定の ための講習 会の講習修 了考査にお ける得点	合格発表の 日から 1 月 間	<u>警察本部生 活安全企画 課 (当日の み考査会 場)</u>	年少射撃資 格講習会講 習処理事務	年少射撃資 格の認定の ための講習 会の講習修 了考査にお ける得点	合格発表の 日から 1 月 間	<u>警察本部生 活環境課</u> (当日のみ 考査会場)
略				略			